

令和5年3月29日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 松田孝枝

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第9号	精華町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	原案可決
議案第10号	精華町情報公開条例一部改正について	原案可決
議案第11号	精華町情報公開・個人情報保護審査会設置条例一部改正について	原案可決
議案第15号	相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について	原案可決
議案第16号	財産の無償譲渡について	原案可決

【委員長報告】

議案第9号	精華町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	原案可決
-------	----------------------------	------

【概要】 国の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行ルールを定める「精華町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるため

Q 事前に情報公開個人情報保護審査会からだされた意見は。

A 複数回開催した。①現行条例との比較検討②新たな施行条例で許容される項目（14項目）など議論をした。訂正請求や利用停止請求に関して「開示請求前置主義」が必要であるとのことで、議論を反映した条例（案）制定とした。

議案第10号	精華町情報公開条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------	------

【概要】 国の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行ルールを定める「精華町個人情報の保護の関する条例が制定されたことにより、整合を図るための一部改正

Q 通例として「公」にしないとあるが、具体例は。

A 企業秘密（ノウハウ情報）などが該当する。

議案第11号	精華町情報公開・個人情報保護審査会設置条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------------------	------

【概要】 提案理由は第10号に同じ。個人情報保護審査会設置についての規定

議案第15号	相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について	原案可決
--------	----------------------------	------

【概要】 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴い、基金原資（7億円）出資金を清算するもの（精華町分12,578万円）

Q 基金の果実の用途は。

A 基金運用益は、お茶の京都の推進交付金として、出資割合に応じて交付、配分済み。残金は広域事務組合の一般会計に帰属する。

議案第16号	財産の無償譲渡について	原案可決
--------	-------------	------

【概要】 北稻区民憩の家を北稻八間自治会に無償で譲渡

Q 法的根拠は精華町の町財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の規定の他であるから、議会の議決がいるという理解でいいか。

A 直接的な条文法令根拠は地方自治法236条の5の第1項です。

Q 旧耐震基準の建造物を譲渡することの問題点はないか。

A 公共施設としては、耐震改修の必要があるが、譲渡するのに支障はない。

Q 譲渡後の活用方法は。

A 文化活動など地域コミュニティーの場としての活用予定と聞いている。

《 反対討論 》

- 経緯をたどると、町内集会所の耐震化を図るため、古いところから順に建て直すという話の中で、北稲八間に二つある集会所を一つにするということであった。

そのため、当初、旧集会所であるこの財産を解体することになっていたが、これを地元は無償で譲るということは全く理解ができない。

また、新しい集会所の広さも、二つを一つにして賄えるだけの広さであるにもかかわらず、以前と同じようにコミュニティー施設を残すことも理解ができないため、本議案に反対する。

《 賛成討論なし 》